

和歌山県警察鉄道警察隊運営規程

(最終改正：平成24年 3 月22日 和歌山県警察本部訓令第 4 号)

和歌山県警察鉄道警察隊運営規程を次のように定める。

和歌山県警察鉄道警察隊運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、和歌山県警察鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）の運営及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(鉄警隊の設置)

第 2 条 鉄警隊の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県警察鉄道警察隊	和歌山市美園町 5 丁目61番地 (和歌山駅ビル 2 階)

(活動の区域)

第 3 条 鉄警隊の活動区域は、次のとおりとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（以下「J R」という。）の紀勢本線 和歌山市駅から三重県境
- (2) J R の阪和線 和歌山駅から大阪府境
- (3) J R の和歌山線 和歌山駅から奈良県境
- 2 その他の鉄道については、生活安全部地域指導課長（以下「地域指導課長」という。）が必要と認めた区域

(任務及び事務)

第 4 条 鉄警隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄警隊は、前項の任務を遂行するため、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 鉄道施設における警戒警備に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備に関すること。
- (4) 列車への警乗に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備実施に関すること。
- (6) 列車による危険物輸送の取締りに関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること。
- (9) 鉄道に関する統計に関すること。

(鉄警隊の編成)

第 5 条 鉄警隊は、隊長、隊員をもって編成する。ただし、必要に応じて副隊長を置くことができる。

(地域指導課長及び鉄警隊長の職務)

第 6 条 地域指導課長は、警察本部長の指揮を受け、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件・事故の発生状況等に即して鉄警隊を計画的に運用するとともに、鉄警隊員（以下「隊員」という。）の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

2 鉄警隊長（以下「隊長」という。）は、地域指導課長の指揮監督を受け隊員を効率的に運用するとともに隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

(副隊長の職務)

第 7 条 副隊長は、警部をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

(隊員の勤務)

第8条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗及び在所の勤務方法により、第4条第1項の任務を達成するための活動を行うものとする。

2 隊員は、隊長の承認を受けて前項に規定する以外の特別な勤務方法（以下「特別勤務」という。）により活動することができる。

3 隊員は、警ら、警乗に際して、鉄道施設への立寄りを積極的に行うなど自主的に活動を行わなければならない。

(活動)

第9条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等を行うに当たって、鉄道施設及びその周辺における状況の把握を行うとともに、積極的な職務質問を行う等により犯罪の予防、検挙、及び少年の補導に努めるとともに、危険の防止、公衆に対する保護、助言、指導等を行うものとする。

(警乗)

第10条 警乗は、地域指導課長が別に定める警乗計画に基づき行うものとする。

(事件・事故等の処理及び引継ぎ)

第11条 隊員は、認知した事件・事故等について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等の初動措置を行わなければならない。

2 前項の初動措置要領は、地域指導課長が別に定める。

3 地域指導課長は、第1項の規定により隊員が措置した事件・事故等の処理を管轄警察署長に引き継ぐものとする。

4 前項の引継ぎは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）及び移動警察規則（昭和29年国家公安委員会規則第17号）の定めるところによるほか、警乗中は、列車の進行方向における最寄りの停車駅を管轄する警察署長に引き継ぐことができる。

(勤務制等)

第12条 隊員の勤務制は、毎日制勤務とし、活動を効率的に行わせるため勤務場所ごとに勤務日における責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

(勤務時間等)

第13条 隊員の勤務時間並びに勤務開始時刻、勤務終了時刻及び休憩時間並びに勤務を要しない日の指定については、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）の定めるところによる。

(勤務基準の策定)

第14条 地域指導課長は、隊員の勤務方法別の勤務時間の割振りについて必要に応じて数種類の勤務基準を策定し、勤務基準表（別記第1号様式）により隊員に示さなければならない。

2 地域指導課長は、第4条第1項の任務を的確に遂行するため、おおむね6か月ごとに勤務基準を見直すものとする。

(月間勤務計画)

第15条 地域指導課長は、鉄警隊の活動を効率的に行うため、月間勤務計画（別記第2号様式）を定め、隊員の翌月の勤務指定を行うものとする。

(勤務計画等の指示)

第16条 隊長は、隊員の勤務日における勤務計画について、鉄道利用者の状況、鉄道施設における事件・事故等の発生状況等を勘案し、前日又は当日に活動重点、留意事項及び事故防止について隊員に指示するものとする。

2 隊長は、隊員の活動を効率的に行わせるため、前日又は当日に責任者を指定しなければならない。

3 責任者は、指示された活動重点及び勤務計画を勤務計画表（別記第3号様式）に記録し、自ら率先して活動を行うとともに、勤務場所を同じくする隊員を統括し、効率的に任務を遂行しなければならない。

(勤務日誌)

第17条 隊員は、活動の状況及び活動中に取り扱った事項をその都度、勤務日誌（別記第4号様式）に記録しなければならない。

(活動状況報告)

第18条 隊員は、毎日の活動状況を活動状況報告書（別記第5号様式）に記録し、翌月3日までに地域指導課長に報告しなければならない。

(隊日誌)

第19条 隊長又は責任者は、隊日誌（別記第6号様式）に、勤務日に取り扱った事項及び翌日の責任者に引き継いでおかなければならない事項を記録し、地域指導課長に報告しなければならない。

(制服勤務の特例)

第20条 地域指導課長は、特に必要があると認める場合は、隊員に私服を着用させることができる。

(鉄道事業者等との連携)

第21条 地域指導課長は、鉄道事業者等と緊密な連絡を保ち、鉄道施設及び鉄道運輸の実態把握に努めるとともに、鉄道に係る公安の維持を図るために必要な措置を講じるよう要請するものとする。

2 地域指導課長は、鉄道事業者等との間において、事件・事故等の発生時における相互の連絡方法及び連携して執るべき初動措置について定めておかなければならない。

3 隊長及び隊員は、的確にその任務を遂行するため、J R職員その他の鉄道関係者と常に良好な関係を保持し、緊密な連携を図らなければならない。

(指揮監督上の留意事項)

第22条 地域指導課長及び隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養に当たっては、勤務実態、隊員の能力、個性等に応じて具体的に行うとともに、常にその結果を確認し、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄警隊の事務に必要な専門的な知識及び技能に習熟させるように努めなければならない。

(他府県警察との相互連携)

第23条 地域指導課長及び隊長は、関係府県警察と事件・事故等の発生時等における相互の連絡及び協力、並びに警乗を行う警察官に対する便宜供与について、相互に緊密な連携を保たなければならない。

(運営上の留意事項)

第24条 地域指導課長は、他の警察部門及び警察署と緊密に連携し、鉄警隊の機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(別記様式省略)